

旧美郷町中央行政センターの活用を希望する企業や個人を募集します

令和3年6月に見直しを行った「美郷町公共施設等最適化実施計画」に基づき、旧美郷町中央行政センターの活用を希望する企業や個人を募集します。

■対象施設

名称	旧美郷町中央行政センター
所在	美郷町六郷字上町21番地
延床面積等	2401.31㎡(昭和48年建築、鉄筋コンクリート造、3階建て、耐震改修済)
敷地面積	3501.32㎡
駐車スペース	28台程度

第1次募集期間 ● 令和3年10月～令和3年12月

応募資格 ● どなたでも応募できます(法人、任意団体、個人を問いません)。ただし、次に該当する場合などは応募できません。

- ・ 国税および地方税を滞納している方
- ・ 破産手続開始の決定を受けた法人または清算法人など

- 利用条件等** ●
- ・ まちなか活性化に資する利用計画があること。
 - ・ 施設全体の一括利用を前提とします。
 - ・ 貸付料は、建物無償、土地は年額 50 円 / ㎡ とします。
 - ・ 施設の維持管理費は利用者負担とします。

決定方法 ● 応募者から、詳細な利用計画等のプレゼンテーションをもらったうえで、決定します。なお、適格者がいない場合等は、再度の募集を行います。

その他 ● 貸付にかかる詳細な募集要項については、町ホームページに掲載します。施設の見学等を希望される場合は、下記までご連絡をお願いします。

問 町総務課 総務班・管財班 ☎0187(84)1111

11月1日(月)は町県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

■各税の納期限 (口座振替日)

項目	期別	納期限 (口座振替日)	期別	納期限 (口座振替日)
町県民税(普通徴収)	3期	11月1日(月)		
国民健康保険税(普通徴収)	4期	11月1日(月)	3期	9月30日(木)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	4期	11月1日(月)	3期	9月30日(木)
固定資産税			3期	9月30日(木)

納め忘れがないかご確認ください

町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます

- ①町税 ②水道使用料 ③下水道使用料 ④農業集落排水施設使用料 ⑤町営住宅使用料 ⑥児童クラブ利用料 ⑦こども園利用料 ⑧学校給食費 ⑨後期高齢者医療保険料

□ 口座振替がとても便利です

□ 口座振替のメリット

- ・ 料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・ お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・ お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・ 手数料はかかりません。

□ 口座振替を希望する方は 次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
○秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

大曲仙北広域中央ごみ処理センターへ直接搬入される方へのお願い

引っ越しでご家庭から一時的に多量のごみが発生した時以外は、ごみ集積所および粗大ごみの戸別収集をご利用願います。なお、ごみ処理センターを利用する際には、周

辺地域に迷惑を掛けないように、制限速度以下で走行するなど安全運転を心掛けるとともに、運搬の途中でごみが飛散ないように注意をお願いします。

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903
大曲仙北広域中央ごみ処理センター ☎0187(88)8756

「美郷フェスタ2021」開催中止のお知らせ

10月23日、24日に開催を予定していた美郷フェスタ2021は、近隣の新型コロナウイルス感染状況等を踏まえ、感染拡大防止の観点から中止とします。ご理解くださいますようお願いいたします。

問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

住民生活課

古着・古布回収を一時休止します

これまで町では、可燃ごみの減量とリサイクルの推進のため、古着と古布の回収を年4回実施していました。

その古着と古布について、新型コロナウイルス感染症の影響により再資源化としての流通が滞っていること、また、資源物としての受け入れ先の確保が困難な状況が続いていることから、令和3年度は回収を一時休止としますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



- ・再資源化できる古着や古布は、ご家庭での保管をお願いします。
- ・汚れがひどいものなど、再資源化できない古着や古布は「もやせるごみ」に出してください。

今月の粗大ごみ収集について

今月の粗大ごみの収集は、下記のとおりです。

収集日●10月21日(休)

申込期間●10月11日(月)～10月18日(月)

(平日の午前8時30分から午後5時まで)

事前に美郷町シルバー人材センターへの申し込み(☎0187(84)0307)と収集券の購入が必要です。

※詳しくは「美郷町家庭ごみの分け方・出し方」4ページをご覧ください。



稲わら・もみ殻の焼却はやめましょう

稲わら・もみ殻の焼却は、秋田県公害防止条例の規定により周辺への影響が出やすい10月1日から11月10日までの期間は、全面的に禁止されています。稲わら・もみ殻の焼

却で発生する煙は、視界不良による重大事故の発生や、健康被害の原因となります。安心で安全な生活環境を守るため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた情報伝達訓練を実施します

地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、美郷町以外の地域でも行われますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

実施日時●10月6日(水) 午前11時ころ

伝達手段●防災行政無線

放送内容●①上りチャイム音、②「これは、Jアラートのテストです。」×3、③「こちらは、防災美郷町役場です。」、④下りチャイム音

※Jアラートとは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝達するシステムです。

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903